

報酬及び費用弁償に関する条例第2条第8号の規定による附属機関の委員の報酬の額を定める規則

## ○報酬及び費用弁償に関する条例第2条第8号 の規定による附属機関の委員の報酬の額を定 める規則

制定 平成19年3月29日 規則第9号

報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年組合条例第3号）第2条第8号の組合規則で定める額は、日額18,400円とする。

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。